



総務省

いじめ防止対策に関する総務省の取組

令和5年9月
総合通信基盤局

総務省におけるネットいじめ対策に関連する取組について

- 総務省においては、ネットいじめ対策に関して、官民で連携して、以下の取組を実施。

民間の取組

国の取組

ユーザに対する啓発活動

- 他人を誹謗中傷する書き込みをしないよう、学校関係者や保護者への働きかけを通じた、情報モラル・ICTリテラシーの向上
- 悪質な書き込みは、刑罰（名誉毀損罪・侮辱罪等）に当たり得ることについて、周知・啓発の実施（関連事業）eネットキャラバン（出前授業）、インターネットトラブル事例集、#NoHeartNoSNSキャンペーン 等

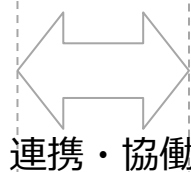
事業者等による自主的取組

<個社ごとの対応>

- サービス上での悪口やプライバシー情報の暴露、暴行の態様を撮影した動画の拡散などについて、各サービスプロバイダの利用規約に則って、削除等の対応を実施。

<事業者団体における対応>

- （一社）セーファーインターネット協会（SIA）において、本人が児童の場合、保護者や学校関係者からも相談を受け付け、プロバイダ等に利用規約に沿った削除等の対応を促す通知を実施。



連携・協働

国による環境整備

<発信者情報開示制度>

- インターネット上の不適切な書き込みのうち、プライバシー侵害や名誉毀損といった権利侵害に該当するものについて、プロバイダに対して発信者の情報開示を求めるための発信者情報開示制度を整備・運用。
- 発信者情報開示について、簡易化・迅速化を行うためのプロバイダ責任制限法を改正（2022年10月1日施行）

相談対応

- 違法・有害情報相談センターにおいて、問題となる投稿の相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等をアドバイス

(参考) 啓発動画の作成・配信キャンペーンの実施

- Google社及びYouTubeクリエイター 8 者（チャンネル登録数：延べ1,786万人※）に協力し、誹謗中傷防止に係る啓発動画を作成・公開。 ※2023年8月30日（水）時点
- 総務省においても、被害に遭われた時の対処法について改めて周知するための動画を作成し、2023年9月下旬に公開を予定。

YouTube 誹謗中傷防止キャンペーン



上段左から、オムライス兄さんOmuraice Boy、遠坂めぐ【Shorts】、hololive ホロライブ - VTuber Group
中段左から、鈴木大二郎のだいチャンネル、【現役体操選手】シダックス shidaks、にじさんじ（加賀美ハヤト、リゼ・ヘルエスタ）、下段左から、HikakinTV、葛西美空のYouTubeチャンネル

時期：2023年9月8日（金）から順次アップロード

目的：若者を中心としたオンラインユーザに、「悪意がなくとも誹謗中傷やその加担になる場合がある」という気づきを与え、「投稿したり、共有したりする前に一度止まって考える」ことで不用意な投稿や拡散を止められるというメッセージを通し、より良いオンライン環境をつくるために出来ることを考える機会を提供する。

VTuberとのコラボ動画



壱百満天原サロメ / Hyakumantenbara Salome

時期：2023年9月下旬に公開を予定。

目的：若者を中心としたオンラインユーザに、誹謗中傷等の被害に遭ったときの対応策（①ミュート機能等の活用、②SNS運営事業者への削除等の申請、③発信者情報開示請求制度（プロバイダ責任制限法）に基づく損害賠償請求、④相談窓口の案内）の周知を行い、安心・安全なインターネットの利用を促す。

(参考) ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

(下記①、②について)
令和6年度要求額:2.2億円の内数

①インターネットトラブル事例集

子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資する、インターネットに係る誹謗中傷等のトラブル事例とその予防法等をまとめた事例集。2009年度より毎年更新・作成し公表。総合通信局等や教育委員会等を通じて、全国の学校等への周知を実施。

インターネットトラブル事例集(2023年版)(抜粋)

◆コミュニケーション編

1 もじ い ぐさみ
文字だけのコミュニケーションは意外と難しい！？

◆インターネット上の誹謗中傷への対応

① インターネット上の誹謗中傷への対応 ② (総務省サイト内)
関連するさまざまな資料や情報へのリンクがまとめられています。併せてご利用ください。>>>
https://www.soumu.go.jp/main_sosaku/joho_taisinid_zyohihiboutyuyou.html

②e-ネットキャラバン

ネットいじめを含む、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的として、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での「出前講座」。情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。

e-ネットキャラバン教材(抜粋)

e-ネットキャラバン

インターネットの安心安全な使い方
～子どもたちをネットの被害者にも加害者にもさせないために～

ルール

可能性もあります。
冷静な対応を心がけてください。

人権侵害情報の
削除の流れ

状況であれば、投稿者に削除して
と連絡してみる(無理は禁物)

「報告」「お問い合わせ」など削除の
ができるページやメニューを探す

に役する必要な選択・入力を行い
ないか内容を確認して、送信！

解決しない場合、発信者を特定して
場合は、弁護士にご相談ください。

相談を
信頼できる機関
に相談する

相談先
① 相談先
② 相談先

e-ネットキャラバン講座実施の様子



③#NoHeartNoSNS

法務省・SNS事業者団体(SMAJ)と共同で2020年7月に特設サイトを開設。2020年12月には新たに電気通信事業者団体等(7団体)を協力団体として追加し、2021年2月にはインターネット関連事業者団体(SIA)を主催団体として追加。

#NoHeartNoSNS特設サイト(抜粋)

ハートがなければSNSじゃない！
#NoHeartNoSNS

SNSはハートをつなげるもの
誰かを傷つけるためにあるんじゃない！

#NoHeartNoSNS #傷つけてしまいそうなら

もし、あなたが
誰かを傷つけてしまいそうなら
覚えておいてほしい言葉は刃(やいば)にもなり
集まれば銃弾の雨にもなって誰かの全てを
奪ってしまうこともある。
SNSであなたがしたかったことは何ですか？

NoHeartNoSNS #傷ついたなら

もし、あなたが傷ついたなら
あなたを守る方法があることを
覚えておいて欲しい。

- インターネット上に流通した情報による被害に係る一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を2009年度から設置・運営。
- 2021年度より、「違法・有害情報相談機関連絡会」を新設し、相談機関間の円滑な連携による相談者への最適な解決策の提供等を目的に、相談機関間での連携強化を図っている。



違法・有害情報相談機関連絡会の設置

- 違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の人権侵害等に関する被害者救済を図るため、他の相談機関との連携強化を実施。
- 2021年度から、違法・有害情報相談機関連絡会を新設。2023年6月に第5回会合を開催。今後、青少年が巻き込まれているトラブル等、トピックを決め、各相談機関の状況・情報の共有を図る予定。

<参加機関>



(事務局)



インターネット
ホットラインセンター



セーフアー
インターネット協会



東京都



全国消費生活
相談員協会

<オブザーバ>

- ・警察庁
- ・個人情報保護委員会事務局
- ・総務省
- ・法務省
- ・法テラス
- ・国民生活センター

等